

◎ 身体障害者旅客運賃割引規程

制定 昭和27.4 達第21号

(適用範囲)

第1条 この規程は、身体障害者が単独で又は介護者とともに、当社線及び連絡運輸の取扱いをする他の運輸機関（以下「連絡他線」という。）を乗車する場合に適用する。

(身体障害者)

第2条 この規程において「身体障害者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者をいう。

(注1) 身体障害者とは次の各号の1に該当するものをいう。

- (1) 視覚に障害がある者
- (2) 聴覚又は平衡機能に障害がある者
- (3) 音声機能、言語機能又はそしゃく機能に障害がある者
- (4) 肢体不自由者
- (5) 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能に障害がある者

(注2) 身体障害者手帳の様式の一例は次のとおり。（交付自治体により様式は異なる）

・手帳型

身体障害者手帳 都道府県（市）名	写 真 都道府県（市） 印 3cm 4cm 都道府県（市）第 号 年 月 日 交付 年 月 日 生 旅客鉄道株式会社旅客 運賃減額 第一種 身体障害者
-------------------------	---

・カード型（裏面省略）

身体障害者手帳 ○○県 第○○○○○号 交付日 平成○○年○○月○○日 氏名 厚生 太郎 生年月日 昭和○○年○○月○○日 住所 東京都千代田区霞が関1-2-2 保護者氏名 続柄 住所	
写 真	障害名 <u>視覚障害</u> 視力の良い方の眼の視力が0.01以下 障害程度等級 1級 旅客鉄道株式会社 旅客運賃減額 第一種身体障害者
	○○県 印

・スマートフォン アプリ「ミライロID」表示画面



2 前項の身体障害者を、次に掲げる第1種身体障害者及び第2種身体障害者に分ける。

(1) 「第1種身体障害者」とは、次に掲げる者及び障害度がこれより重い者をいう。

ア 両眼の視力の和が0.12以下の者

イ 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が90パーセント以上のもの

ウ 両耳の聴力が耳介に近接しなければ大声語を理解し得ない者

エ 両上肢を中指関節以上で又は両下肢をショパール関節以上失った者

オ 両上肢又は両下肢の機能を著しく障害された者

カ 体幹の機能障害により歩行が困難な者

キ 心臓、腎臓、呼吸器、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限される者

ク ぼうこう又は直腸の機能障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限される者

ケ 前各号の障害の種類を2以上有し、その障害の総合の程度が前各号に準ずる者

(2) 「第2種身体障害者」とは、前号以外の者をいう。

(介護者)

第3条 身体障害者が、第1種身体障害者及び定期乗車券を使用する12才未満の第2種身体障害者であるときは、身体障害者1人に対して、1人の介護者をつけることができる。ただし、車椅子を使用する身体障害者1人に対しては、2人の介護者をつけることができる。

2 前項の介護者は、鉄道係員が介護能力があると認められる者であって、その購入する乗車券の種類・乗車区間及び有効期間が身体障害者と同一で、身体障害者の乗車券と同時に購入するものでなければならない。

(割引乗車券の種類)

第4条 身体障害者に対して割引の取扱いをする乗車券の種類は、次の通りとする。

(1) 普通乗車券 第1種身体障害者が単独又は介護者とともに乗車する場合及び第2種身体障害者が単独で乗車する場合に発売する。

(2) 定期乗車券 第1種身体障害者及び12才未満の第2種身体障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。

(3) 普通回数乗車券 第1種身体障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。

2 介護者に対して割引の取扱いをする乗車券の種類は、前項の規定により身体障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する乗車券と同一とする。ただし、身体障害者に対して通学定期乗車券を発売する場合であって

も、介護者に対して発売する定期乗車券は、前条第2項の規定にかかわらず通勤定期乗車券に限るものとする。
(注) 介護者が、通学定期乗車券の使用資格者であっても、介護者に対しては、通学定期乗車券を発売しない。

(取扱区間)

第5条 取扱区間は、当社線及び連絡他線の各駅相互間とする。ただし、身体障害者が単独で普通乗車券によって乗車する場合は、当社線連絡他線の普通旅客運賃の計算キロ程片道100キロメートルをこえる区間を乗車する場合に限る。

(割引率)

第6条 身体障害者及び介護者に対する割引率は、5割とする。ただし、小児定期乗車券に対しては、旅客運賃の割引をしない。

(割引乗車券の購入申込み)

第7条 身体障害者が割引乗車券を購入する場合は、身体障害者手帳を発売箇所に呈示し、必要な乗車券の申込みをしなければならない。

第8条 削 除

(介護者の同行)

第9条 第3条第2項に規定するところにより購入した乗車券は、身体障害者とその介護者とが、同一の列車により乗車する場合に限って有効とする。

(割引乗車券の旅客運賃の払いもどし)

第10条 第3条第2項に規定するところにより購入した乗車券に対する旅客運賃の払いもどしは、身体障害者に対する乗車券とその介護者に対する乗車券とについて、ともに行う場合に限って取り扱う。

(身体障害者手帳の携帯)

第11条 身体障害者又はその介護者は、乗降の際及び乗車中は、身体障害者手帳を携帯して、鉄道係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。

(その他の取扱方)

第12条 前各号の規定以外の取扱方は、旅客営業に関する一般の規定による。